

(参考2) 指定物質

- ホルムアルデヒド
- ヒドラジン
- ヒドロキシルアミン
- 過酸化水素
- 塩化水素
- 水酸化ナトリウム
- アクリロニトリル
- 水酸化カリウム
- アクリルアミド
- アクリル酸
- 次亜塩素酸ナトリウム
- 二硫化炭素
- 酢酸エチル
- メチルターシャリブチルエーテル(別名MTBE)
- 硫酸
- ホスゲン
- 一・二ジクロロプロパン
- クロルスルホン酸
- 塩化チオニル
- クロホルム
- 硫酸ジメチル
- クロルピクリン
- りん酸ジメチル=二・二ジクロロピニル(別名ジクロロボス又はDDVP)
- ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト(別名オキシデプロホス又はESP)
- トルエン
- エピクロロヒドリン
- スチレン
- キシレン
- パラジクロロベンゼン
- N-メチルカルバミン酸ニセカンダリブチルフェニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)
- 三・五ジクロロ-N-(一・一ジメチルニプロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)
- テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)
- チオりん酸O・Oジメチル-O-(三・一メチル四ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)
- チオりん酸S-ベンジル-O・Oジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)
- 一・三ジチオランニイリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)
- チオりん酸O・Oジエチル-O-(二・一イソプロピル六メチル四ピリミジニル)(別名ダイアジノン)
- チオりん酸O・Oジエチル-O-(五・一フェニル三イソキサゾリル)(別名イソキサチオン)
- 四ニトロフェニルニ二・四・六トリクロロフェニルエーテル(別名クロルニトロフェン又はCNP)
- チオりん酸O・Oジエチル-O-(三・五・六トリクロロニピリジル)(別名クロルピリホス)
- フタル酸ビス(ニエチルヘキシル)
- エチル=(Z)ニ三[N-ベンジルニN-[メチル(ニメチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名アラニカルブ)
- 一・二・四・五・六・七・八・八オクタクロロニ二・三・三a・四・七・七aヘキサヒドロニ四・七メタノニHニイデン(別名クロルデン)
- 臭素
- アルミニウム及びその化合物
- ニッケル及びその化合物
- モリブデン及びその化合物
- アンチモン及びその化合物
- 塩素酸及びその塩
- 臭素酸及びその塩
- クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く。)
- マンガン及びその化合物
- 鉄及びその化合物
- 銅及びその化合物
- 亜鉛及びその化合物
- フェノール類及びその塩類

(参考3) 事故時の措置の位置づけ、指定物質の選定基準等

「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について」(平成23年2月中央環境審議会答申)別添より抜粋

○事故時の措置の位置付けの考え方

表1 管理すべき施設の概要

区分	該当する施設の条件	適用される主な施策		該当する施設 (例)
		排出規制	事故時の措置	
特定施設 (法第2条第2項)	以下の何れかの要件を満たす汚水又は廃液を排出する施設であって政令で指定するもの ① 有害物質を含む ② 生活環境項目 (BOD 等) で被害が生ずるおそれがある	○	○	・電気めっき施設 ・洗濯業の用に供する洗浄施設
指定施設 (法第2条第4項)	有害物質の貯蔵若しくは使用、又は指定物質の製造、貯蔵、使用若しくは処理をする施設		○	(規定なし) ※左記の「条件」に該当する施設はすべて該当
貯油施設等 (法第2条第5項)	「油」の貯蔵、又は「油」を含む水の処理をする施設であって政令で指定するもの		○	・「油」を貯蔵する貯油施設 ・「油」を含む水を処理する油水分離施設

注1：該当する条文等は改正後の水濁法に対応している。

注2：「適用される主な施策」等は概略のみ示しており、細部まで厳密に表すものではない。

表2 改正後の水質汚濁防止法に基づく指定施設への該当の有無(例)

区分	具体的な施設 (例)	指定施設への該当の有無
ア 特定施設の規模要件に満たない施設	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 畜産農業のための牛房施設(牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場にある施設) ➤ 病院(病床数が 300 床未満)に設置される施設(ちゅう房施設、洗浄施設、入浴施設) 	○
イ 特定施設の対象外施設 (特定施設として指定されていない施設)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ スポーツ施設(スイミングプール等) 	○
ウ 「施設」に該当しない場所	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 農耕地 ➤ 土木工事現場 ➤ 道路を移動中のタンクローリー 	×

注：本表に示す「該当の有無」は、指定物質等の取扱いがある場合に該当するか否かを示すものであり、「○」の場合であっても、例示した施設のすべてが指定施設に該当することを意味するものではない。

表3 事故時の措置の検討で想定する事故の種類

事故の種類	事故時の措置を講ずる必要性	物質選定における考慮	備考
① 施設の破損（老朽化・自然災害）等による漏洩に続く放流	○	○	取扱いが開放系か密閉系かに関わらず、事業者による取扱いがある物質を選定。
② 人為的な操作ミス等による放流	○	○	
③ 爆発や火災による物質の飛散、引火	○	×	「爆発性」「引火性」は物質選定で考慮しない。
④ 意図的な放流	×	×	水濁法の「事故」の概念に馴染まない（原則として他法令等で対応）。

○指定物質の選定基準

指定物質の選定要件は以下のとおりである。

以下のいずれかの法令等の選定要件を満たした場合、指定物質として選定することとした。また、この他、専門家の意見を踏まえ、選定を行っている。

該当する法令等	選定要件 (以下の要件を全て満たすこと)
a) 排水基準(生活環境項目)	<ul style="list-style-type: none"> 排水基準生活環境項目に該当する項目。 保留要件^{注1}に該当しない項目。
b) 環境基準(健康項目)	<ul style="list-style-type: none"> 水質環境基準健康項目に該当する項目。 保留要件^{注1}に該当しない項目。
c) 環境基準(生活環境項目のうち、水生生物の保全に関するもの)	<ul style="list-style-type: none"> 水質環境基準生活環境項目に該当する項目のうち、水生生物の保全に関するもの。 保留要件^{注1}に該当しない項目。
d) 環境基準(生活環境項目のうち、水生生物の保全に関するもの以外)	<ul style="list-style-type: none"> 水質環境基準生活環境項目に該当する項目のうち、水生生物の保全に関するもの以外。 保留要件^{注1}に該当しない項目。
e) 要監視項目	<ul style="list-style-type: none"> 排水基準生活環境項目に該当する項目。 保留要件^{注1}に該当しない項目。
f) 水道水質基準	<ul style="list-style-type: none"> 水道水質基準に該当する項目。 保留要件^{注1}に該当しない項目。
g) 水質管理目標設定項目	<ul style="list-style-type: none"> 水質管理目標設定項目に該当する項目。ただし、農薬類は除く。 保留要件^{注1}に該当しない項目。
h) 事故事例(水質事故)が確認された物質	<ul style="list-style-type: none"> 事故事例が確認された項目のうち、水環境に影響を及ぼすことが予想される項目。 保留要件^{注1}に該当しない項目。

注1:保留要件は、以下のとおりである。以下のいずれかの条件を満たした場合は、選定を保留とした。

<特定の化学物質として指定できない場合>

ア 性状を表わす指標である場合

⇒判断方法や事故時の措置の対象となる数値の検討が必要

(例:臭気、味、生物化学的酸素要求量(BOD)、硬度、窒素含有量、塩化物イオン)

イ 水中で分解・生成等される水質測定項目である場合

⇒判断方法や原因物質の指定可能性およびその指定方法についての検討が必要

(例:残留塩素、遊離炭酸、トリハロメタン類、酢酸・ハロ酢酸類)

ウ 成分により有害性が異なる又は構成成分が明らかでない場合

⇒判断方法や他の指定物質との整合等についての検討が必要

(例:陰イオン界面活性剤、セメント灰汁)

○指定項目数

	排水基準(有害物質以外)	環境基準(生活環境項目)	要監視項目
項目数	6	1	25

	水道水質基準項目	水質管理目標設定項目	事故事例(水質事故)が確認された項目	合計
項目数	10	8	35	55

【参照条文】

水質汚濁防止法

(定義)

第二条

- 2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。
- 一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。
 - 二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。
- 4 この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（第十四条の二第二項において「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。
- 6 この法律において「排出水」とは、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。
- 8 この法律において「特定地下浸透水」とは、有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く。以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する特定事業場（以下「有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものをいう。

(排水基準)

第三条 排水基準は、排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。

(排出水の排出の制限)

第十二条 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

(有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務)

第十二条の四 有害物質使用特定施設を設置している者（当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。第十三条の三及び第十四条第五項において同じ。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当

該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

(排水水の汚染状態の測定等)

第十四条 排水水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排水水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

5 有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期的に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

(事故時の措置)

第十四条の二 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定施設を設置する工場又は事業場 (以下この条において「指定事業場」という。)の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法

(定義)

第二条 この法律において「特定水道利水障害」とは、水道水（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第一項に規定する水道により供給される水をいう。以下同じ。）が、同法第四条第一項第三号の物質のうち第四項の水道原水の浄水処理に伴い副次的に生成する物質であって人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものに係る同号に掲げる要件を満たさないことをいう。

2 この法律において「特定項目」とは、前項の政令で定める物質の生成の原因となる物質による水の汚染状態の程度を示す項目として政令で定める項目をいう。

4 この法律において「水道水源水域」とは、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域（以下「公共用水域」という。）であってその水が前項の水道事業又は水道法第三条第四項に規定する水道用水供給事業のための原水（以下「水道原水」という。）として取水施設により取り入れられるもの及びその公共用水域にその水が流入する公共用水域をいう。

5 この法律において「水道水源特定施設」とは、水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）以外の施設であって、特定水道利水障害を生じさせるおそれがある程度の汚水又は廃液を排出するものとして政令で定めるものをいう。

6 この法律において「水道水源特定事業場」とは、特定施設又は水道水源特定施設（第十二条第二項を除き、以下「特定施設等」という。）を設置する工場又は事業場であって、政令で定める規模以上のものをいう。

(指定水域及び指定地域)

第四条 環境大臣は、都道府県知事の申出に基づき、水道水源水域のうち、その水質の汚濁の状況、その水を水道原水として利用する水道水の水質の状況、水道事業者が講ずる特定水道利水障害を防止するための措置その他の事情からみてその水を水道原水として利用する水道水において特定水道利水障害が生ずるおそれがあると認められるものであって、水道事業者がその水質の汚濁の状況に応じた措置を講ずることにより特定水道利水障害を防止することが困難であり、かつ、特定水道利水障害を防止するため水質の保全に関する施策を総合的かつ計画的に講ずる必要があると認められるものを指定水域として指定し、及び指定水域の水質の汚濁に関係があると認められる地域を指定地域として指定することができる。

(水質保全計画)

第五条 都道府県知事は、指定水域の水質の保全のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本方針に基づき、指定地域において特定水道利水障害を防止するため指定水域の水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画（以下「水質保全計画」という。）を定めなければならない。

- 2 水質保全計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 指定水域の水質の保全に関する方針
 - 二 水道事業者が指定水域の水質の汚濁の状況に応じて講じ、及び講じようとする措置
 - 三 指定水域の水質の保全に関する目標
 - 四 下水道、し尿処理施設及び浄化槽の整備、しゅんせつその他の指定水域の水質の保全に資する事業に関する事項
 - 五 指定水域の水質の汚濁の防止のための規制その他の措置に関する事項

(基準の設定)

第九条 都道府県知事は、指定地域にあっては、水質保全計画に基づき、水道水源特定事業場から排出される排出水の特定項目で示される汚染状態について、環境省令で定めるところにより、指定水域の水質の汚濁を防止するための排水基準（以下「特定排水基準」という。）を定めなければならない。

- 2 特定排水基準は、水道水源特定事業場について、特定項目の項目ごとに定める許容限度とする。

(基準の遵守義務等)

第十条 水道水源特定事業場から排出水を排出する者は、その水道水源特定事業場の排水口（排出水を排出する場所をいう。以下同じ。）における排出水について特定排水基準を遵守しなければならない。

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行令

(法第二条第一項の政令で定める物質)

第一条 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める物質は、クロロホルム、ブromoジクロロメタン、ジブromoクロロメタン及びブromoホルムとする。

(特定項目)

第二条 法第二条第二項の政令で定める項目は、前条に規定する物質に係るトリハロメタン生成能とする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 (略)

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6 (略)

(事業者の処理)

第十二条 事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第五項から第七項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

2～4 (略)

5 事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。以下

同じ。)を含む。次項及び第七項並びに次条第五項から第七項までにおいて同じ。)は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

6 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

7 事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（産業廃棄物処理業）

第十四条

6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

（事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準）

第六条の二 法第十二条第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。

イ 委託する産業廃棄物の種類及び数量

ロ （略）

ハ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力

ニ （略）

ホ 産業廃棄物の処分（最終処分（法第十二条第五項に規定する最終処分をいう。

以下同じ。）を除く。）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力

ヘ その他環境省令で定める事項

五・六 （略）